建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド(ドラフト)に対する検討事項の整理

検討事項	審査ガイド(ドラフト)の記載の解釈	検討事項の論点	一般建築物での対応状況	発電用原子炉施設への適用において課題となる事項	規制側の考え方(方針案)
①免震構造	・国土交通省の技術的助言*を参考に、や	・国土交通省の技術的助言の反映の必要	・一般建築物では、南海トラフ沿いの巨大	・基準地震動の策定における国土交通省	・基本的に、設置許可基準規則解釈 別記2
の設計に用	や長周期(一般的には2~5秒程度)に	性及び反映の考え方	地震による長周期地震動の影響が大きい	の技術的助言の反映の要否	に基づいた免震設計用の基準地震動で国
いる基準地	おける敷地への影響に着目した地震の	-各地域で策定している速度応答スペク	と考えられる区域内* ¹ の超高層建築物等	・基準地震動と国土交通省の技術的助言	土交通省の技術的助言において要求する
震動	想定及び検討用地震の選定	トルの特性(長周期帯域のスペクトル	に対して、極めて稀に発生する地震動と	における基整促波の時刻歴(振幅、継続	地震動を包絡できるものと考える。
	・免震構造物の固有周期がやや長周期で	振幅)の適用範囲・適用性。原子力発電	して国土交通省の技術的助言に基づく長	時間)、速度応答スペクトルの関係	・但し、基準地震動の長周期成分を十分に
	あることを踏まえ、地震規模に対して十	所が対象区域に立地する場合は、基準	周期地震動(基整促波等)を1波以上検討		励起できる継続時間を有していることの
	分な継続時間を有していることの確認	地震動の速度応答スペクトルが国土	して、建築認定を得ることとしている。		確認は必要。(技術的助言の継続時間 500
	が必要	交通省の技術的助言の速度応答スペ	*1:関東地方1区域、静岡地方3区域、中		秒のうち、主要動部分は 200 秒前後)
		クトルを上回っていることを確認す	京地方3区域、大阪地方3区域		・また、速度応答スペクトルについては、
		ればよいか。	〈国土交通省の技術的助言による〉		基準地震動の速度応答スペクトルが国土
		-模擬地震波の作成方法(特に継続時間			交通省の技術的助言におけるスペクトル
		500 秒の扱い、信頼性確保のための長			を包絡することの確認も必要。
		周期側の周期範囲等)			・信頼性確保のための長周期側の周期範
					囲については、免震層のターゲット周期
		⇒付録(①)			の2倍程度の周期までをカバーできるよ
		a) 発電用原子炉施設と一般建築物で考			う10秒程度まで設計用スペクトルを規
		慮する地震動等の比較			定し、模擬地震波の設計用スペクトルに
					対する適合度を確認すること。
-		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・一般建築物では、国土交通省告示波、観	 ・免震設計の鉛直方向地震動の作成方法、	・ ・免震設計の鉛直方向地震動の作成は耐
	動(水平方向及び鉛直方向)を設定	震動の策定方法を準用することでよい	測波、基整促波等により、免震設計用入	 耐震設計の鉛直方向地震動の適用性	震と同様とする。但し、水平方向地震動
		か。	力地震動を設定する。なお、鉛直方向の		と同様の配慮の下、作成されていること。
			地震応答解析は必須ではない(鉛直方向		・上部構造及び設備の設計において鉛直
			地震動入力時に積層ゴムに発生する変動		方向の基準地震動を適用する場合に
			軸力または大スパンの梁や床に生じる応		は、耐震設計用と免震設計用のそれぞ
			カ評価のために実施する場合がある)。		れの基準地震動に基づく応答解析を実
					施し、双方の解析結果を考慮して鉛直
					方向の設計用地震荷重を設定するこ
					と。なお、免震装置の設計においては、
					水平方向及び鉛直方向の同時入力を考
					慮した時刻歴解析を適用するなど、免
					震構造物のロッキング挙動及び鉛直方
					向の応答挙動並びにそれらの組合せを
					適切に考慮すること。

※超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策(技術的助言)、国土交通省 H28.6.24 (以下、「国土交通省の技術的助言」という。)

検討事項	審査ガイド(ドラフト)の記載の解釈	検討事項の論点	一般建築物での対応状況	発電用原子炉施設への適用において課題となる事項	規制側の考え方(方針案)
②免震構造	・免震装置の許容限界は、当該装置を構成する	・一般建築物で使用される免震装置の許	・既往の試験等から以下の許容限界を設	・積層ゴム、履歴系ダンパーの既往の試験	・一般建築物の許容限界の妥当性、発電用原
の設計に関	免震要素に応じて、上部構造物の保有すべき安	容限界の適用性	定している。	等から設定された許容限界の発電用原子	子炉施設への適用性を確認した上で、一
する基本事	全余裕及び免震装置の特性のばらつき等の影			炉施設への適用性(許容限界を超えた場	般建物の考え方を準用する。
項	響を考慮した上で設定していること			合においても直ちに免震機能を喪失せ	
				ず、その結果として発電用原子炉施設の安	
許容限界				全機能に影響を与えることがないことの	
・積層ゴムの				見通しを得る必要がある。)	
許容限界					
評価	[積層ゴムの許容限界]	[積層ゴム]	[積層ゴム]	[積層ゴム]	[積層ゴム]
・履歴系ダンパ	・積層ゴムの個体ごとの特性のばらつき	・一般建築物で使用される積層ゴムのせ	・以下の許容限界が例示されている。	・引張面圧の許容値 1N/mm ² の適用性	・積層ゴムの引張に対する評価において、
一の累積塑性	等を考慮し、既往の研究等を参考に引張	ん断ひずみ及び引張面圧の許容値	-せん断線形限界ひずみ(ハードニングが	・その他指標(ひずみ等)の適用性	他の指標を採用する場合は、当該指標の
	応力度等の許容限界を設定	(1N/mm²) の設定経緯。また、これを上回	生じない範囲)	・積層ゴムの種類と許容限界との関係	妥当性、発電用原子炉施設への適用性を確
		る許容値の設定の可能性、他指標(ひずみ	日本免震構造協会(JSSI)	・せん断線形限界ひずみの規程における安	認した上で適用する。
		等)による設計評価の適用性はあるか。	: せん断ひずみ γ=200~300%	全余裕の考え方	
			-許容引張面圧		
			国土交通省の大臣認定を受けた製品の		
		⇒付録(②)	基準値とされている 1N/mm²(せん断ひず		
		a) 積層ゴムの許容限界(1N/mm²設定の経	み γ=100%時)を多用		
		緯、ひずみ評価に関する検討事例等)			
		b) 発電用原子炉施設での評価事例			
	 [履歴系ダンパーの許容限界]	 [履歴系ダンパー]	 [履歴系ダンパー]	 [履歴系ダンパー]	 [履歴系ダンパー]
	・設計で期待している減衰性能を維持で	・鋼材ダンパー等の履歴系ダンパーに対し	・積層ゴムに設定される線形限界までの	・鋼材ダンパーの地震による繰り返し作	・鋼材ダンパーについては、基準地震動に
	きる許容限界(制限値)として設定	て疲労の累積を考慮して減衰性能を評し	変形領域(範囲)において、必要な減衰性	用への適用性、設計成立性	よる累積疲労損傷がダンパーの限界値に
	・例えば、積層ゴムとともに設置されるダ	価する際、基準地震動の継続時間が及ぼ	能を維持していることとしている。	・免震機能の地震後の継続維持が求めら	対して、十分な安全余裕を有することを
	ンパーは、積層ゴムに設定される線形限	す影響(「①免震構造の設計に用いる基	・累積疲労損傷による評価として、Miner	れる場合の、敷地における震源想定及び	確認する。
	界まで設計で考慮した減衰性能を維持	準地震動」に関連)、供用期間中の余震の	則に基づき許容限界を設定している。	地下構造の特性を踏まえた余震、誘発地	・鋼材ダンパーの累積疲労損傷に対して
	していること。	影響等、留意すべき事項があるか。	〈JSSI 時刻歴応答解析による免震建築物	震が及ぼす影響	十分な安全余裕を確保するとの観点か
		WENT BENT CTAN UNON O	の設計基準・同マニュアル及び設計例	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ら、免震機能の地震後の継続維持が求め
			による〉		られる場合は、敷地における震源想定及
		⇒付録 (②)	1-0-0/		び地下構造の特性を踏まえ余震、誘発地
		c) 履歴系ダンパーの許容限界に関連し			震が及ぼす影響を確認する。
		た実際の地震経験事例			
		/ころ(トヤハ・・・・・ロ)及が上の人 子 1/3			

検討事項	審査ガイド(ドラフト)の記載の解釈	検討事項の論点	一般建築物での対応状況	発電用原子炉施設への適用において課題となる事項	規制側の考え方(方針案)
②免震構造	免震構造の採用に伴う設備等への影響	免震構造を採用することに対して、特に			
の設計に関	について、以下の事項の検討を行うこと。	留意すべき事項			
する基本事					
項	・上部構造物と周辺構造物間の地震時の	・免震構造物の上部構造の設計に係る確	・水平方向のクリアランスについては、上	・基準地震動による上部構造の大きな振	・想定される水平方向及び鉛直方向の相
	相対変位(水平・鉛直)に対するクリア	認事項(構造物と擁壁等とのクリアラン	部構造物の地震時最大応答変位に余裕	幅に対し、一般建築物で考慮しているク	対変位に対して十分なクリアランスがあ
他施設・設備	ランスの確保	ス等)	(1.5 倍程度とする事が多い)を持った離	リアランスの考え方の適用性	ることを確認する。但し、地震等の荷重
への影響等			隔幅を設定している。	・地震等の荷重による相対変位が大きい	による変位が大きいため、設計上フェー
		(1)	・鉛直方向のクリアランスについては、ク	ため、設計上、フェールセーフ機構に期	ルセーフ機構に期待する場合、想定され
		⇒付録(②)	リープや温度変化による変形、地震時の	待する場合の他設備等への影響	る損傷モードに応じて、免震構造物及び
		d) 免震構造物の地震時最大変位、残留 変位の観測例	沈み込み等を考慮し、積層ゴムの層厚の		周辺構造物への影響を評価する。また、
		发 1立 07 能况则1约	数%を必要な離隔幅として設定している。		安全上重要な設備を間接支持する場合、 当該設備への影響についても検討が必要
			る。 〈JSSI 時刻歴応答解析による免震建築物		当該設備への影音にういても検討が必安となる。
			の設計基準・同マニュアル及び設計例		
-			による〉		
	・免震構造物–非免震構造物の接続部の相	・免震構造物に支持された設備の設計に	 ・一般建築物では、ガス管・給水管/給湯	・免震構造物一非免震構造物間の相対変	・免震構造物-非免震構造物間の渡り配
	対変位に対する機能保持	係る確認事項(免震構造物-非免震構造	管等の設備配管に可撓継手(ボールジョ	位に対する接続部等の評価	管等のインターフェイス部については、
		物間の渡り配管等のインターフェイス部	イント等)を用いて、免震層での相対変位	・大口径配管を用いる場合の設計上の留	水平方向及び鉛直方向の変位に追随でき
		の健全性)	に対応している。	意事項(技術的課題の有無、設計方法、	る構造仕様であること、水平方向及び鉛
			〈設計者のための免震・制震構造ハンド	解析条件)	直方向の変位を考慮した適切な方法、条
		⇒付録 (②)	ブック JSSI 編等による>		件を用い設計、評価していることを確認 ・-
		e) 発電所施設の渡り配管の構造仕様例			する。
-	・非免震時よりも耐震設計条件が厳しく	・免震構造物の振動特性が設備設計に与え		・免震構造に伴う建屋応答の長周期化が	・免震構造物の振動特性が設備設計に大
	なる設備の健全性、波及的影響の防止	る影響(プールのスロッシング等)		スロッシング荷重の増大に及ぼす影響	きな影響を与える要因がある場合は、当
				・免震構造を採用した場合に、発電用原子炉	該の影響要因への対応策を確認する。例
				施設の設備に大きな影響を与える可能性	えば、免震構造とすることでスロッシン
		⇒付録 (②)	_	がある免震装置の振動特性(スロッシン	グ評価が厳しくなる場合、免震装置の構
		f) 発電用原子炉施設における波及的影		グ以外に留意すべきものの有無等)	造や仕様で対応する、またはプール等の
		響評価の事例 			補強対策を検討する等。

検討事項	審査ガイド(ドラフト)の記載の解釈	検討事項の論点	一般建築物での対応状況	発電用原子炉施設への適用において課題となる事項	規制側の考え方(方針案)
②免震構造	・上部構造物(免震建屋)の用途に応じた	・建屋の用途の多様性及びその多様性に	・一般建築物では、建築基準法に則り人命	・免震建屋において、建屋の部位(上部基	・建屋及びその部位への要求機能が限定
の設計に関	設計の考え方	応じた設計クライテリアの使い分けの考	保護を満足する耐震性能が要求される	礎を除く上部構造)への要求機能が波及	的な場合 (波及的影響防止等)、耐震設計
する基本事	-上部構造物については、Sクラス設備の	え方	が、地震後の建物の機能維持等について	的影響の防止等、限定的な場合における	における許容限界の相対関係を踏まえ、
項	間接支持構造物としての機能の保持を	具体的には、建屋及びその部位に要求さ	は要求されていない。	合理的な許容限界の設定の可能性。	「終局耐力に対して妥当な安全余裕を有
	要求している。	れる機能を踏まえ、許容限界の使い分け	・日本建築構造技術者協会(JSCA)では、地	・具体的には、弾性範囲を超過する場合の	していること」とし、局所的な塑性化に
他施設•設備	-上部構造物の許容限界は、上部構造物が	は可能か。	震後の建物の機能維持や事業継続性の観	許容される塑性変形の程度、鉄筋降伏す	対して、その進展が無いことを確認する。
への影響等	塑性変形した場合、急激に塑性変形が進		点から耐震性能グレードとして、地震動	る様な場合の塑性変形の進展の程度、局	・免震建屋に設置される設備の機能につ
	展する可能性を踏まえ、原則として、ほ	⇒付録 (②)	レベルに対する建物の状態を想定し、建	所的な塑性化の許容しうる範囲等。	いて、多重性、多様性の観点で代替設備
	ぼ弾性(鉄筋コンクリート構造の場合、	g) 原子力発電所にある建屋の特徴につ	物に要求する機能に応じて、その評価レ		対応が可能等、地震後の継続的な維持が
	鉄筋が降伏しない範囲等)に留めること	いて	ベルの考え方を示している。		要求されない場合も、同様の確認とする。
	としている。	h)日本建築構造技術者協会(JSCA)にお	<jsca th="" 性能設計【耐震性能編】日本建築<=""><th></th><th></th></jsca>		
		ける耐震性能グレードの考え方	構造技術者協会による〉		

検討事項	現ガイド(ドラフト)の記載の解釈	論点	一般建築物の対応状況	発電用原子炉施設への適用において課題となる事項	規制側の考え方(方針案)
	・品質保証計画に基づき、免震要素の保守	・発電用原子炉施設の特徴を踏まえた維	・一般建築物では、国土交通省大臣認定の	・地震後の構造物の安全性を判断するた	・一般建築物と同様に、品質保証計画、維
	及び点検活動計画並びに取替え方法が	持管理の考え方	免震装置を用いることが決められてお	めの指標(免震装置の機能維持の確認項	持管理を行うものとし、地震後の安全性
	適切に策定されていること	・一般建築物における大地震後の免震装置	り、品質基準に則り全数の特性試験によ	目及び製品検査の方法等)	確認は、目視による応急点検を行うもの
	・通常点検、定期点検、応急点検等による	の継続使用の実績(原子力発電所の免震	り製品検査を実施している。また、JSSI	・装置の取替が必要な場合の機能維持確	とする。
	維持管理	事務棟における実績を含む)を踏まえ	「免震建物の維持管理基準-2018-」等に	保の考え方	・詳細点検として構造物の安全性を判定
③ 免 震 装 置		た、地震後の免震装置の健全性の判断を	基づき、施工時・通常・定期・災害時の		するための地震観測等により免震装置の
の品質管理		する際の点検、確認事項等の明確化	点検により維持管理が行われている。別		挙動を数値的に確認する。
(地震後の			置き試験体は、積層ゴムの使用実績によ		・諸性能の測定方法として、別置き試験体
維持管理)に			り、メーカーでのロット管理に代えるこ		による評価や地震観測記録の分析評価等
関する基本		⇒付録 (③)	とが出来るようになり、設置しない事例		により要求機能が保持されていることを
方針		a) 一般建築物での品質管理、維持管理	が増えてきている。残留変位等の確認の		確認する。
		の考え方(特に、地震後の点検、機能	ため、下げ振りや罫書き変位計の設置を		・免震装置の取替時の状態を踏まえても
		維持の確認方法)	推奨している。		他の装置により免震層全体として機能が
		b) 別置き試験体の実施の現状			維持されていることを確認する。
		c) 地震計等による免震構造物での計測			
		事例			